法人大宮

2017 平成29年
1月 Jan No.421

編集・発行
公益社団法人 大宮法人会
〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1
電話 048-642-3121～3　FAX 048-647-0570
http://www.omiya-hojinkai.or.jp

シリーズ 大野 剛正　アクラス画「好日」

略　歴

- 1932年 埼玉県に生まれる
- 1955年～テキスタル・デザインに専念
- 1981年 日仏現代美術展 銀賞受賞
- 1982年 日仏現代美術展 ロイユ賞受賞
- 1990年 日仏現代美術展 ボザール賞受賞
- 1993年 スペイン美術展 優秀賞受賞
- 1996年 カナダ美術展 カナダケベック賞受賞
- 1996年 ル・サロン展 連続入選
- 1998年 IMA展 大賞受賞
- 1998年 第三文明展 連続入賞
- 1998年 渋谷文化村ミュージアムにて個展
- 現　在 ピカソ美術館協会会員
  日本国際美術家協会会員
  毎年 全国有名百貨店にて個展開催

アクラス画とは

中世ヨーロッパに始まるガラス絵をもとに、透明な高質アクリル板の裏と表、左右を逆に、仕上げを最初にと逆発想から生まれた独自の作品です。鮮やかな色彩、明るく透明感ある作品は（絵画の宝石）ともいえる程光輝く作品です。（実用新案）

もくじ

新年祝辞
樋爪大宮法人会会長 …… 1
山田大宮税務署長 …… 2
小林税理士会大宮支部長 …… 3
大宮税務署からのお知らせ
確定申告についてのご案内 …… 4
中学生の税についての作文受賞作品 …… 6
税についての作文受賞者一覧 …… 8
大宮税務署からのお知らせ
社会保障・税番号制度～マイナンバー制度～ …… 9
第33回法人会全国大会 …… 10
平成29年度税制改正に関する提言の要約 …… 11
最近の県内経済 …… 14
さいたま市からのお知らせ …… 16
公開事業報告 …… 17
新会員ご紹介 …… 19

法人会 消費税期限内納付 推進運動

回覧

新年のご挨拶

公益社団法人大宮法人会
会長　樋爪　龍太郎

会員の皆様、明けましておめでとうございます。輝かしい新春をご家族お揃いでお健やかに迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。また、日頃は大宮法人会の諸事業に深いご理解とご協力を賜り、誠に有難く心より御礼申し上げます。

昨年の日本経済を振り返ってみますと、夏場にかけて３四半期連続で実質ＧＤＰが増加し、雇用の改善が目立つなど、緩やかな景気回復が続きました。もっとも、こうしたなか個人消費をはじめ内需の基調は弱く、イギリスのＥＵ離脱や頻発するテロ・政情不安などに際しては、金融為替市場が大きく変動し、企業の景況感はむしろ足踏みとなりました。この間中国など新興国経済の成長鈍化も企業マインドに影響しました。

11月のアメリカ大統領選挙では事前の予想を覆す形でトランプ氏が勝利し、公約にある減税などがはやされる形で年末にかけてドル高（円安）、株高が進んだため、それまでの円高・株安傾向に変化が見られますが、これが期待先行によるとみられるだけに、どの程度持続可能なものか見通しにくいように思います。世界の政治や軍事それに原油需給など不安定な要因が多い中で、金融為替市場の大きな動揺が避けられるようであれば、28年度第２次補正予算による官公需の増加に支えられて平成29年度経済も回復基調が維持されるとみてよいでしょう。

迎えた新年も我々中小企業を取りまく環境が大きく改善することは期待しにくいように思われますが、こうしたなかでも会員相互が手を取り合い、チャンスをとらえて活路を見出す努力を続けたいものです。

ところで、当会が全力で取り組んで参りました「組織拡大」につきましては、会員企業、税務当局、税理士会、金融機関、その他関係団体の力強いご協力、ご支援を頂いているところであります。残念ながら昨年末の会員数は3,165社、加入率は33.2％と僅かながら前年を下回る結果となりましたが、この間組織拡大にご尽力頂いた皆様には改めて深甚なる謝意を表します。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）につきましては「ダイレクト納付制度」と併せて電子政府構想の一環として推進に協力して参ります。特に、関東信越税理士会大宮支部の皆様と連携を密にし、会員の顧問税理士による代理送信を有効に活用しながら、普及拡大に努めて参ります。

法人会が独自に開発いたしました「大型総合保障制度」は、充実した保証内容が認められ、全国法人会の会員の皆様方から多くの契約を頂いております。また、全法連において平成26年度から28年度の３ヵ年に大型総合保障制度の増加を図る施策が打ち出されましたが、当法人会におきましても、会員企業の福利厚生面の強化を図るべく、普及促進を図って参ります。未加入の会員の方々には、是非ご一考下さいます様お願い申し上げます。

また、当大宮法人会は平成25年４月１日から公益社団法人として活動を開始いたしましたが、来年度は移行後５年目を迎えます。引き続き会員各位の一層のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

結びに会員企業の益々の発展をご祈念申し上げますとともに、今後とも引き続き法人会活動にご理解とご協力を頂きますよう重ねてお願いし、新年のご挨拶と致します。

美容と健康をトータルサポート
「いつでも、どこでも、気楽にアンチエイジング」
生活シーンのなかで気楽に使用でき、効果の期待できる商品を提供しています。
お問合せ・資料請求は
TEL 048-683-2977　FAX 048-683-2978
健康空間を創造する
NSD 日本スーパー電子株式会社
http://www.e-tron.co.jp

新年のご挨拶

大宮税務署長
山田順司

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人大宮法人会の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

樋爪会長をはじめ役員、会員の皆様方には、法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

大宮法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、様々な研修会・講演会をはじめ、租税教室や税に関する絵はがきコンクールの実施、e-Tax の普及・利用促進、地域社会に貢献する事業などを積極的に推進されており、心から敬意を表する次第であります。

今後も、地域社会の健全な発展に一層貢献されますとともに、より活力のある組織が築かれますことをご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化やＩＣＴ化の進展に伴って変化し続けています。

税務当局としては、このような環境の中で、適正・公平な課税及び徴収の実現に向け、環境の変化に適切に対応し、国民の皆様からの税務行政への理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、親切丁寧な納税者対応及び納税者サービスの向上に引き続き努めるとともに、納税者自らが正しい申告と納税を行えるよう、情報提供を充実させ、e-Tax をはじめとするＩＣＴを活用した利便性の高い申告・納税システムを提供するなど、様々な取組みを行っているところです。

特に、e-Tax の定着につきましては、引き続き重要課題として取り組んでおります。会員の皆様方には、率先して e-Tax をご利用いただいておりますこと、ここに深く感謝申し上げます。

まもなく、平成28年分の確定申告時期を迎えますが、国税局及び税務署では、確定申告期間中、申告会場が非常に混雑することから、自宅等からのＩＣＴを活用した申告の推進に取り組んでおります。皆様方には、確定申告書を提出される貴社の従業員の方々に対し、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自宅等で所得税等の確定申告書を作成し、郵送あるいは e-Tax により税務署へ提出していただくよう、働き掛けをぜひお願いいたします。

また、昨年より社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の利用が順次開始され、法定調書や申請書・届出書については、すでに記載いただいているところですが、所得税については、平成28年分の確定申告書からマイナンバーの記載が必要となっておりますので、記載漏れのないようお願いいたします。

結びに、公益社団法人大宮法人会の益々のご発展と会員企業の皆様方のご繁栄とご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

合理化+安心＝トヨタのカーリースにお任せください。
県内トップの実績と安心の
メンテナンス体制による
トータルサポート
TOYOTA
株式会社トヨタレンタリース埼玉
〒330-0843　さいたま市大宮区吉敷町1-15-1
TEL　048-645-2348　FAX　048-646-0067

新年のご挨拶

関東信越税理士会大宮支部
支部長　小　林　俊　一

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

大宮法人会の皆様には、平素から税理士会の会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税理士は、「税理士の使命」として、税理士法第１条で、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されております。

私たち税理士は、この税理士法という規範のもとに業務に取り組んでおり、法律に基づいた適正な職務を行っております。

さて、税理士会の、本年の最重要課題は、本年度より本格的に運用が開始されたマイナンバー制度（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づいて、国民一人一人に「個人番号」、法人等に対しては「法人番号」をそれぞれ付番し、これらの効率的な情報の管理及び保護を図ることを目的として導入された制度への取り組みにあります。

そのため、税理士会といたしましては、この社会保障、税番号制度につきまして的確に対応していくために、制度の理解、厳格な保護措置等の制度周知を図ってまいります。

また、税理士法改正により、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動」が税理士会会則の絶対的記載事項となったことを受け、今までは、小・中学校を中心にした租税教育に取り組んでまいりましたが、高校・大学・社会人等への取り組みを拡大し、更なる租税教育の充実を図ってまいります。

さらには、e-Tax の利用の推進及び書面添付制度の普及、定着に向けた積極的な取り組みや、中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するため、関係官庁、金融機関等と緊密な連携の下、中小企業支援施策の充実に努めてまいります。

なお、これらの会務運営を行うにあたっては、法人会をはじめ関係団体のご理解、ご協力は欠かせませんので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人大宮法人会のますますのご発展と、平成29年が貴会員企業の皆様にとりまして幸せの多い年でありますようご祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

皆さまに笑顔と豊かさをお届けする
“グッドスマイルメディア”を目指して
つくる、つなぐ、かなえる
Good Smile Media
望月印刷株式会社
〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥 5-8-36
TEL.048-840-2111（代）
望月印刷　検索
総合印刷・マルチメディア・
オンデマンド印刷・広告代理業

○大宮税務署からのお知らせ

確定申告会場は**大変混雑**し、**長時間お待ちいただく**ことが予想されます。

確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

書面で提出！

又は

e-Taxでデータ送信！

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp
作成コーナー　検索

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

1 税務署に出向く必要なし！
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2 いつでも利用可能！
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

3 自動計算機能！
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4 前年データの利用可能！
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

▶ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
➢月曜日～金曜日　9:00～17:00　（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）　上記のナビダイヤルが利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください。

マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

▶ マイナンバー総合フリーダイヤル
0120－95－0178
➢ 月曜日～金曜日9:30～20:00
➢ 土日祝日9:30～17:30（年末年始除く）

社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞
申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。

申告には「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

本人確認書類

◇ マイナンバーカードをお持ちの方　⇒　●マイナンバーカードのみ
◇ マイナンバーカードをお持ちでない方は、

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード　●住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）
などのうちいずれか１つ

＋

身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証　●公的医療保険の被保険者証　●パスポート
などのうちいずれか１つ

お問合せはお電話で！

～ご不明な点などは、お電話で問い合わせることができます～

大宮税務署　☎ 048－641－4945

（注）自動音声によりご案内いたしますので、ご用件に応じて該当の番号を選択してください。

【還付申告会場のお知らせ】～当会場は、税理士会大宮支部の協力により開設いたします。～

さいたま市北区役所２階Ｂ会議室

〔 所在地：さいたま市北区宮原町１－８５２－１　プラザノース内 〕

【開設期間】

平成２９年2月７日(火)から2月１５日(水)まで
〔 土、日曜日及び祝日を除きます。〕

【受付時間】

午前9時３０分から午後3時３０分まで

【対象者】

年金、給与所得について還付申告をされる方
※年金、給与所得以外の所得がある方は、さいたまスーパーアリーナが会場となります。

【確定申告会場のお知らせ】～当会場は、浦和税務署と合同で開設いたします。～

さいたまスーパーアリーナ１階展示ホール

〔 入口：１階Ｓ２ゲート　　所在地：さいたま市中央区新都心８ 〕

【開設期間】

平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで

（土、日曜日を除きます。ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は、開場します。
両日とも、さいたまスーパーアリーナでイベントが予定されているため、会場周辺の混雑が予想されます。）

※上記期間、税務署では確定申告の相談を行っておりません。

【受付時間】午前9時から午後4時まで

【対象者】

所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告をされる方

▼ 会場周辺地図

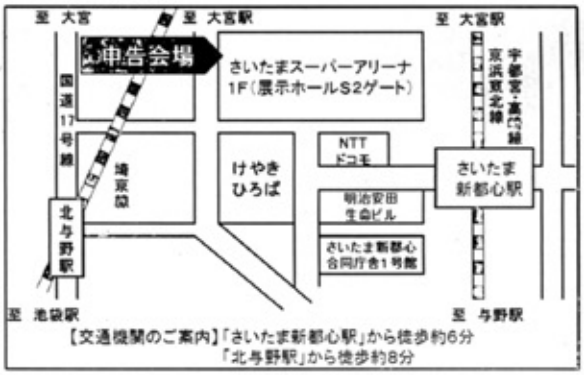

※会場では、原則として、パソコンを利用してご自身で申告書を作成していただきます。

２月 26 日（日）は、「埼玉サイクルエキスポ 2017」が開催されます。

会場周辺は大変な混雑が予想されます。また、周辺の道路は交通規制が行われ、歩行者・自転車の方も規制の対象となりますので、案内に従ってご来場ください。

～ 確定申告会場のご利用に当たってのお願いとご注意いただきたい事項 ～

1　さいたまスーパーアリーナ会場開設期間中は、大宮税務署内には確定申告会場を設置しておりません。また、開設期間前後も、大宮税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

2　会場は大変混雑することから、受付終了時間を早める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3　会場内の混雑緩和及びお待ちいただく時間を短縮するため、あらかじめ「医療費控除」の領収書の集計や、収支内訳書・青色申告決算書等の作成をお願いします。

4　確定申告に必要な書類等を事前にご用意ください（書類等の不足により、申告書を作成できない場合があります。）。

5　会場内では、現金等での納税は取り扱っておりません。振替納税をご利用いただくか、金融機関または税務署の納税窓口で納めていただくようお願いします。

6　会場へのお電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

7　会場には、駐車場（自動二輪を含む）がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

中学生の「税についての作文」　**関東信越国税局長賞**

身の回りの税金　～中学生編～

さいたま市立大宮東中学校　2年　**斎　藤　は　な**

私は地元の公立中学に通うごく普通の女の子。そんな私が税金とどれだけ関わっているか、考えてみようと思う。

朝、六時半。今日も一日が始まる。まずトイレ。そして洗顔。ここでちょっと考える。水道の水って、どこから来たの？　確かダムで水を集め、導水管で浄水場に送って、配水地を通り給水管で水が運ばれてくる。これらの設備は国や県や市で造っているんだよね。こんな設備、ローマ皇帝だって造れやしない。

朝ごはんを食べて、お母さんのお手伝いでゴミ出しをする。このゴミ回収も市役所がやってくれる。ゴミ回収がなくなったら、町中がすごい臭いにつつまれ、あっと言う間に病気がはやるだろう。

それでは学校に「行ってきま～す！」

学校に行く途中、信号がある。この信号も税金でつくられているんだよね。あっ、そもそも私が家から歩いて来た道は市道と県道か。今日は信号のところに交通整理のおまわりさんが立っている。おまわりさんは県の公務員。

学校に着いた。校門をくぐる。ところで、もし税金がなくて学校を自分たちで運営するとしたら、いったいいくらかかるのだろう？

まず先生たちのお給料。私の住む市の公務員の平均年収が約七百十万円。先生は全部で二十人。だから一年間で一億四千二百万円。一カ月で約一千百八十万円。私の学校の生徒は約四百人。だから生徒一人あたりの負担額は月に約三万円か…。

この他に教科書代や備品代、それに学校の建物や土地代はいくらくらいかかるんだろう。想像つかない。それに水道光熱費とか考えるとキリがない。一人あたり一カ月十万円くらいはかかるのでは？　義務教育の間は無料で学校に行けるんだから、とても恵まれていると思う。

他にも図書館に行けば、一冊あたりの貸し出しコストが二百六十円くらいかかる。私は年間五百冊借りるから、十三万円くらいか。

それから医療費。私の住む市は０歳から中学卒業まで医療費助成制度があり、自己負担はなし。本当に至れり尽せりという感じだ。

でも私は税金を払っていない。所得税も住民税も、もちろん酒税やタバコ税なんて論外だ。しいて言えば消費税だけど、これだって十万円買い物したって八千円しか払っていない。大人になって働くようになったら、ちゃんと税金を払おう、と心に誓った。

学校のテストで気づいたことがある。五科目のうち百点をいくつ取っても、一科目でもガクッと点数が悪いと順位が落ちてしまう。それよりは百点がなくても万遍なく点数を取っていた方が順位はいい。私たちが暮らす社会もこれと同じではないのかな？　どんなに皆がリッチでも、すごく貧しい人がいたら、その社会は不安定なんじゃない？「税金は富の再配分」というけど、こういう事をちゃんと考慮してくれる税金って本当にすごいね！

創意と技術の総合建設業
千代本興業株式会社
代表取締役会長　千　代　貞　雄　代表取締役社長　千　代　達　也
本　社　埼　玉　県　上　尾　市　原　市　中　1　－　7　－　8
〒362-0023 電話（048）７２１－１６４１（大代表）
支　店　●大宮　●伊奈　●東京

中学生の「税についての作文」　**大宮法人会長賞**

人々と税金の関わり

さいたま市立第二東中学校　3年　**木　下　芽　依**

税金なんて、大人になってから払うものだと思っていました。私は今までに、税金のことについて考えたことがありませんでした。

母に、税金とはどういうものなのかを聞いてみると、

「あなたが物を買うときに払っているお金の中にも消費税という税金が含まれているんだよ。」

と言われてびっくりしました。

そこで、私は税金とはどのようなものなのかくわしく調べることにしました。

税金には、お給料から引かれる所得税や自分が住んでいる地域に納める住民税、会社などが支払う法人税などといろいろな種類があるということがわかりました。そのような税金は、学校で勉強するために使われていたり私たちの生活をより良くするために使われていました。私たちの支払っている税金は身近なところで活用されています。例えば、医療費が安くなったり、救急車や赤ちゃんの予防接種などが無料なのも税金のおかげで成り立っています。調べてみて、いろいろなところに使われているんだと思いました。その中で気になったのが、震災などが起きてしまったときの税金の使われかたです。

震災などが起こった地域の復興のための税金は、地域の人々が安全に暮らせるようにするための仮設住宅・道路の整備・瓦礫撤去などで使ったり、元の生活をとりもどすために学校や市役所、公民館、消防署、警察署などの建築や建て直しなどにも使われます。そして、高齢者が増えてる今、高齢者や失業者への生活保護費の支援や福祉サービスにも利用されるようになっているのです。私たちが支払っている税金でたくさんの人々を救うことができています。

私は、今まで税金の大切さなどが全くわかっていなかったけれど、調べてみて税金というものはなくてはならないもので税金があるおかげで生活ができていると感じることができました。もし、税金がなかったら毎日使う水や電気が使えなかったり、道路などがゴミだらけになり環境が悪くなってしまったりと、私たちがあたりまえに生活していることができなくなってしまうのです。そう思うと、私は税金の大切さがすごくわかりました。まだまだ、税金のことについてわかっていない部分もあるけれど、大人になり消費税だけではなくもっといろいろな税金を払うようになったら、いろいろな人たちを少しでも支えることができたらいいなと思います。

清水園
SHIMIZU-EN
ご婚礼
ご宴会
〒330-0841　さいたま市大宮区東町2-204
TEL 048(643)1234　FAX 048(645)4321
http://www.shimizuen.co.jp

平成28年度　中学生の「税についての作文」の受賞者名簿

賞	作　品　名	学校名	学年	氏　名
埼玉県知事賞	税金を通して考える	㈻佐藤栄学園栄東	1	山田　一葉
関東信越国税局長賞	身の回りの税金～中学生編～	大　宮　東	2	斎藤　はな
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	平等にあたり前を	㈻佐藤栄学園栄東	1	金子　梓展
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	介護保険制度と税金	第　二　東	3	岡崎　菜愛
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	相続税のゆくえ	春　　里	1	小山　和実
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	入院生活を経験して	㈻佐藤栄学園栄東	1	永井　響花
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	国と税金	㈻佐藤栄学園栄東	1	別府　七美
大宮税務署長賞	みんなのための税金	㈻佐藤栄学園栄東	1	橋正帆乃夏
大宮税務署長賞	税について考える	土　　屋	3	海野　里佳
埼玉県さいたま県税事務所長賞	ふるさと納税について	㈻佐藤栄学園栄東	1	石渡　晴樹
埼玉県租税教育推進協議会長賞	税がある意味	大　宮　北	3	宮本まどか
さいたま市長賞	税	大　宮　東	3	小林　　櫻
さいたま市教育委員会教育長賞	身近な税と、これからも。	大宮八幡	3	荒井　里佳
さいたま市租税教育推進協議会長賞	僕たちの暮らしと税金	大　　成	2	津曲　省吾
大宮税務連絡協議会長賞	命の救世主	指　　扇	2	村上　希実
関東信越税理士会大宮支部長賞	税金と社会保障	大　宮　東	3	南　　和花
一般社団法人大宮青色申告会長賞	身近な税金	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	松田　菜帆
公益社団法人大宮法人会長賞	人々と税金の関わり	第　二　東	3	木下　芽依
大宮間税会長賞	一人ひとりが感謝を	大　　成	2	三木　秋果
大宮税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	人と人をつなぐ「税金」のありがたさ	宮　　原	3	川村茉奈美

大宮税務署管内納税貯蓄組合連合会　優秀賞

題　　名	学校名	氏　名	題　　名	学校名	氏　名
未来へ	植　　水	今原　里緒	「税」が支える、あたり前の幸せ	大　　成	榎本　　雛
幸福をもたらす税	宮　　原	野原　　霞	勉強できる理由	大　　成	太田　みゆ
税について考えたこと	宮　　原	外村　芽生	祖父が残してくれたこと	第　二　東	水野　亜美
税金がくれるきっかけ	泰　　平	相原　大輝	未来の日本へ	大　砂　土	塚本江李花
日本の教育制度に感謝しよう	土　　呂	川添真理子	未来を支える税	大　砂　土	大野　彩希
感謝の気持ちを持って	大　宮　東	大内　舞衣	税の歴史と私達の暮らし	大　砂　土	杉山　琴美
税のありがたみ	大　宮　北	永井　日湖	消費税について	七　　里	松原　成美
税はヒーロー	桜　　木	中込　璃香	税金の良さを知らない人へ	大宮八幡	諸泉　　栞

大宮税務署管内納税貯蓄組合連合会　佳作

題　　名	学校名	氏　名	題　　名	学校名	氏　名
税金と暮らし	馬　　宮	絹川　るな	私たちのくらしと税	指　　扇	福田　莉子
税の在り方について	土　　屋	小笠原一真	税金の必要性	指　　扇	大瀧　未櫻
消費税について考える	土　　屋	都築　志帆	皆がいるからこそ成り立つ税金	大　　成	石川　　龍
東日本大震災より「税金」を考える	宮　　原	菅井　　優	税とは助け合い	大　　成	伊藤　愛莉
感謝の気持ちを忘れずに	宮　　原	関根　美雨	税で誇れる世界を創る	大　砂　土	堤　　京子
税の使い道	植　　竹	中西　佳香	身の回りの税金	大宮八幡	堀江　珠生
納税するということ	三　　橋	瀬谷　誠心	世界の消費税	大宮八幡	立石　剛大
日本の税と世界の税	三　　橋	松谷　優斗	税への思い	㈻佐藤栄学園埼玉栄	戸塚あづき

平成28年度　高校生の「税についての作文」の受賞者名簿

賞	作　品　名	学校名	学年	氏　名
大宮税務署長賞	それが「あたりまえ」ということ	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	佐俣明香莉
埼玉県さいたま県税事務所長賞	税について	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	小畑　理桜
埼玉県租税教育推進協議会長賞	税の仕組みと使われ方	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	田原　玲奈
さいたま市長賞	税の大切さについて	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	平野　穂香
さいたま市教育委員会教育長賞	私たちの生活と税金	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	設樂　佳歩
さいたま市租税教育推進協議会長賞	税の意義と役割について	㈻佐藤栄学園埼玉栄	1	新井　夢萌

ご案内

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

○ マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

○ マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。

○ 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ **マイナンバーの記載が必要となる時期（例）**

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年２月16日から３月15日まで
贈与税	平成28年１月１日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年２月１日から３月15日まで
消費税	平成28年１月１日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年３月31日まで
相続税	平成28年１月１日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年１月１日に相続があったことを知った場合） ⇒ 平成28年11月１日まで
法定調書 ※1	平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年１月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年１月１日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※1　法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。

※2　平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例１　**マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】

例２　**通知カード**【番号確認書類】＋ **運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例１　マイナンバーカード

（表面）

（裏面）

又は

例２　通知カード

＋
身元確認書類

※　マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

28. 6

国税局・税務署

第33回 法人会全国大会　長崎大会

去る10月20日長崎ブリックホールにおいて全国各地の法人会の代表が参加し、第33回法人会全国大会「長崎大会」が開催されました。

第１部では、「地方が生き残るために」～長崎 その歴史 その魅力 その未来～をテーマに、長崎総合科学大学教授・グラバー園名誉園長のブライアン・バークガフニ氏による記念講演会が行われました。

第２の式典では、平成29年度税制改正に関する提言の報告が行われ、出席者により採択されました。

全国法人会総連合　池田会長の挨拶

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20％台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日

全国法人会総連合全国大会

平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

平成29年度税制改正に関する提言（要約）

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

１．財政健全化に向けて

○消費税率10％への引き上げ再延期は、2017年４月から2019年10月へと２年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

（１）消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

（２）2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの３年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

（３）財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

（４）消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

（５）国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

（１）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

（２）医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80％以上を早期に達成する。

（３）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

（４）生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（５）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

（６）企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

３．行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

（１）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

（２）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

（３）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

（４）積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

４．消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10

％程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

（１）現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

（２）消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

５．マイナンバー制度について

６．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

１．法人実効税率について

○ＯＥＣＤ加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は約22％となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

２．中小企業の活性化に資する税制措置

（１）中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置（平成29年３月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（２）租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年３月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

（３）中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行　資本金１億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

３．事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

（２）相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（３分の２）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、５年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

（３）親族外への事業承継に対する措置の充実

（４）取引相場のない株式の評価の見直し

円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ．地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障

している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

（2）広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

（3）地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

（4）地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

（5）地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興

○東日本大震災については、本年４月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○本年４月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

Ⅴ．その他

１．納税環境の整備

２．租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

法人税関係

１．役員給与の損金算入の拡充

（１）役員給与は原則損金算入とすべき

（２）同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

２．公益法人課税

所得税関係

１．所得税のあり方

（１）基幹税としての財源調達機能の回復

（２）各種控除制度の見直し

（３）個人住民税の均等割

２．少子化対策

相続税・贈与税関係

１．相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

２．贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

（１）贈与税の基礎控除を引き上げる。

（２）相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

１．固定資産税の抜本的見直し

（１）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

（２）居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

（３）償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

（４）国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

２．事業所税の廃止

３．超過課税

４．法定外目的税

その他

１．配当に対する二重課税の見直し

２．電子申告

提言は全法連ホームページに詳しく掲載されています。
大宮法人会のホームページからもリンクできます。
http://www.omiya-hojinkai.or.jp

最近の県内経済

出所：㈱ぶぎん地域経済研究所　ぶぎんレポート　平成29年１月号より

今月の概要

県内景気は、住宅建設が回復しているものの、所得の改善が緩慢の中で、個人消費が停滞、生産活動が一進一退の横ばいで推移するなど、全体として足踏み状態が続いている。

個人消費：停滞。百貨店・スーパー販売（店舗調整前）は前年比減少。スーパーが３か月ぶりに増加し、全体ではマイナス幅が縮小。コンビニ販売は、中食などが好調なことから、増加持続。専門量販店販売は、ホームセンターが引き続き振るわないものの、家電大型専門店が４か月ぶりに増加、ドラッグストアが堅調に推移し、全体では増加。乗用車販売（軽含む）は、好調な普通車に加え、軽乗用車が増加したものの、小型車が減少し、全体では減少。

設備投資：低調ながら、足元増加。建築着工床面積（非居住用）は前年比増加。店舗、工場及び作業場が増加。

住宅建設：回復。新設住宅着工戸数は前年比増加。貸家のほか、マンション、一戸建が増加。

公共工事：弱含み。公共工事請負額は前年比減少。国、地方公社が増加したものの、独立行政法人等、県、市町村などが減少。

生産活動：一進一退の横ばい。生産指数（季調済）は前月比低下。輸送用機械は乗用車などが上昇している。一方、はん用・生産用・業務用機械は医療用機械器具など、化学は化粧品などが低下している。

雇用情勢：改善。新規求人倍率（季調済）、有効求人倍率（同）は、ともに前月比上昇。完全失業率（南関東）は前月に比べ悪化したが、低水準。

企業倒産：減少。件数、負債総額はともに前年に比べ減少。

（注）専門量販店販売は、小売販売に占める割合が高まっている家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの３業態について、経済産業省が2014年１月分から調査している販売額統計である。

1 生産活動 ・・・一進一退の横ばい

鉱工業生産・出荷・在庫指数（季節調整値）の推移

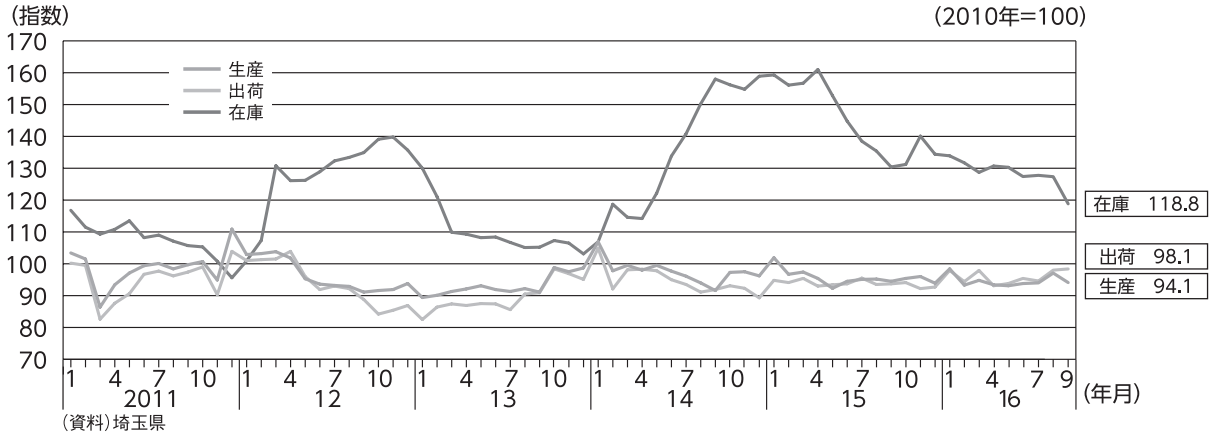

（資料）埼玉県

2 設備投資 ・・・低調ながら、足元増加

資本財出荷指数の推移（季節調整値、月次）

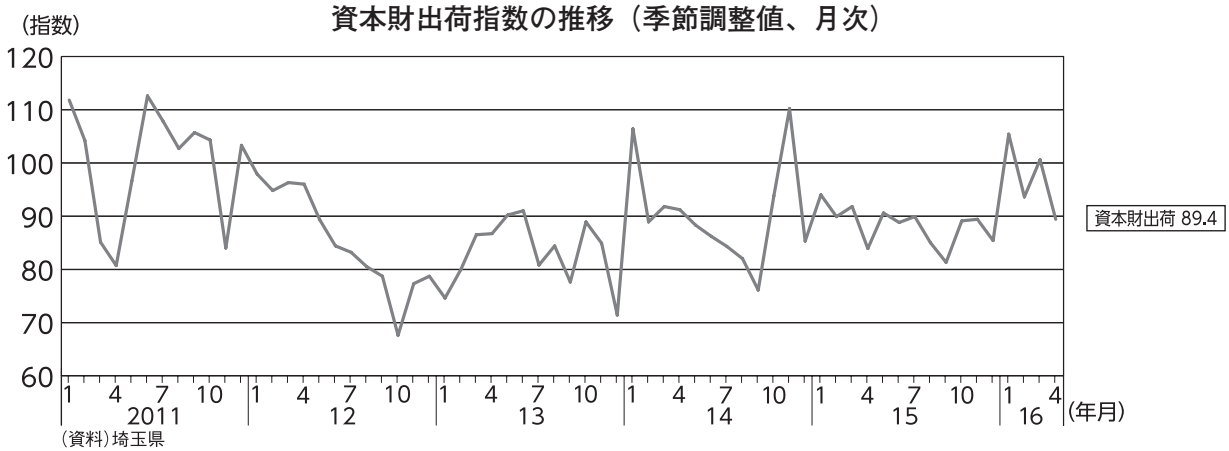

（資料）埼玉県

3 個人消費 ・・・停滞

大型小売店販売額等の推移（前年同月比増減率）

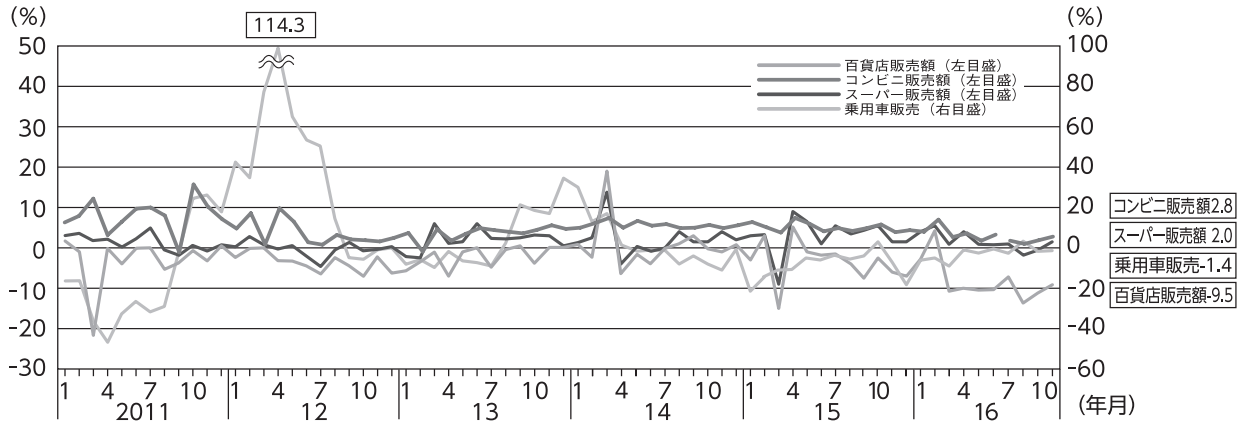

（注）1. スーパー販売額から専門量販店（家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター）の販売額が除外されたため、2015年6月以前と7月以降の数値は連続していない。
2. 百貨店及びスーパーは全店舗ベース、コンビニ販売は2016年6月分までは関東経済産業局管内の数値で、2016年7月分より埼玉県の数値を掲載しているため、2016年6月以前と7月以降の数値は連続していない。

（資料）経済産業省、埼玉県自動車販売店協会など

4 住宅建設 ・・・回復

新設住宅着工戸数の推移（利用関係別・前年同月比増減率）

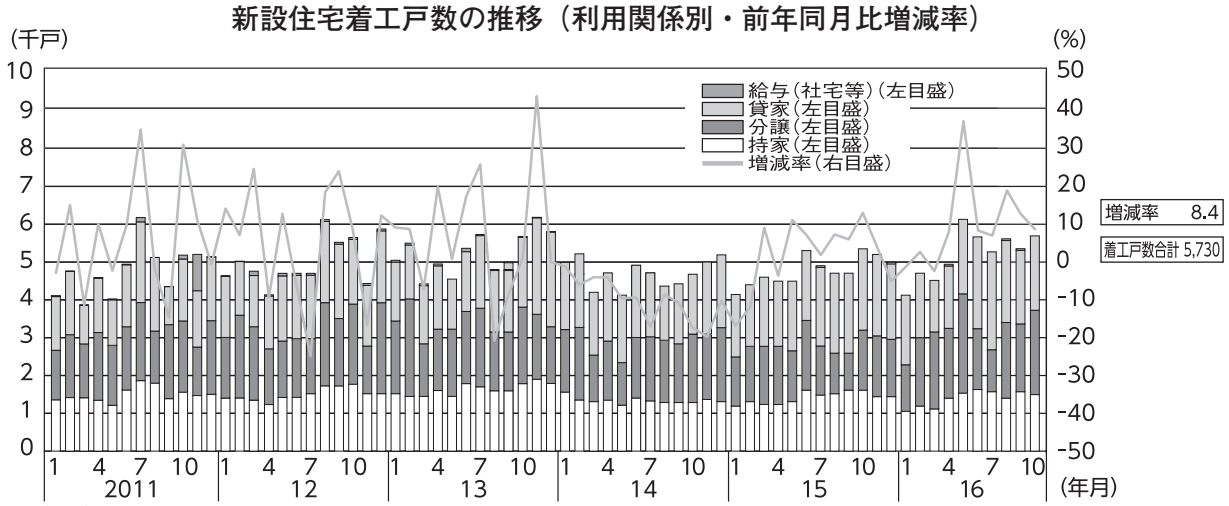

（資料）国土交通省

5 雇用情勢 ・・・改善

求人倍率（季節調整値）・完全失業率（南関東・原数値）の推移

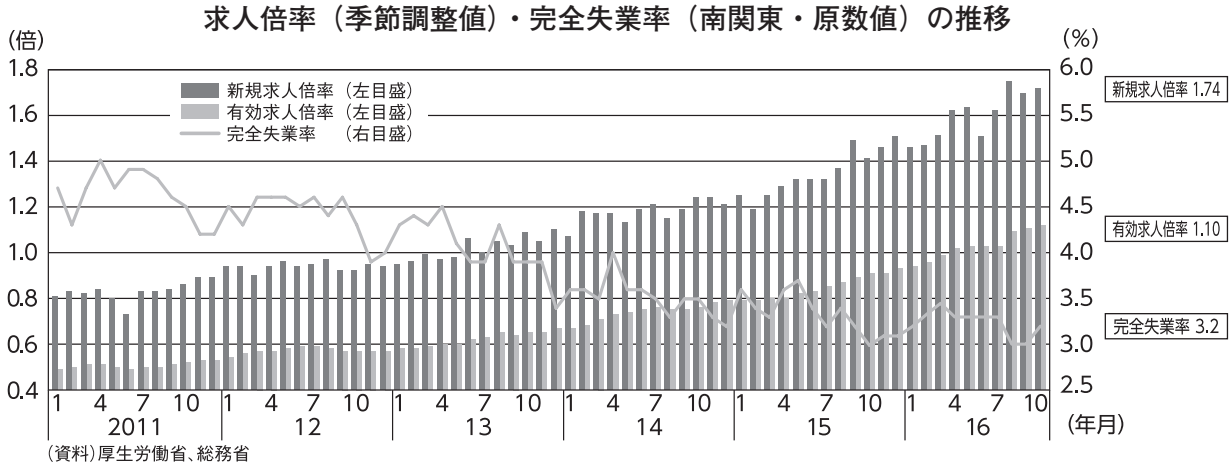

（資料）厚生労働省、総務省

《さいたま市からのお知らせです》

eLTAX（エルタックス）をご利用ください！

■ ｅＬＴＡＸ（エルタックス）とは...
・地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
・複数の地方公共団体への手続きを、パソコンから簡単にまとめて行うことができます。

■ さいたま市においてご利用できる申告手続きは…

法人市民税	○中間申告、予定申告、確定申告、修正申告　など
事業所税	○資産割、従業者割の納付申告　○事業所用家屋貸付等申告　など
個人市民税・県民税	○給与支払報告書　○特別徴収への切替届出書 ○給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ○退職所得に係る納入申告書　○退職所得の特別徴収票　など
固定資産税（償却資産）	○全資産申告、増加資産／減少資産申告、修正申告　など

※ 他に法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税の届出もご利用できます。
※ 法人市民税の届出と事業所税の届出は異なりますのでご注意ください。

市税については、市民税課又は固定資産税課までお問い合わせください。
・ 法人市民税・事業所税については、　市民税課 法人・諸税係　TEL 048-829-1915
・ 個人市民税・県民税については、　市民税課 特別徴収係　TEL 048-829-1914
・ 固定資産税については、　固定資産税課 家屋・償却資産係　TEL 048-829-1186

ｅＬＴＡＸについては、一般社団法人 地方税電子化協議会にお問合せください。
ホームページ　⇒　http://www.eltax.jp/
電　話　⇒　0570-081459 （ハイシンコク）
上記の番号でつながらない場合　03-5500-7010
受付時間　⇒　9時 ～ 17時　／　月 ～ 金　（土日休日、年末年始は除く。）

地域の企業紹介

木　曽　路

会社概要

所 在 地：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-7
Ｔ Ｅ Ｌ：048-648-7111
営業時間：平日・土曜 11:30～15:00(LO 14:30)／17:00～22:30(LO 21:30)
日祝 11:30～22:30(ランチLO15:00／ディナーLO 21:30)
定 休 日：年中無休

厳選された上質のお肉を、秘伝のごまだれでお召し上がりいただくしゃぶしゃぶをはじめ、すき焼きや季節のお会席料理、てっちりや蟹すきをご用意いたします。

落ち着いた雰囲気でゆっくりお寛ぎいただける掘りごたつのお座敷個室は少人数から最大120名様までご利用いただけます。無料送迎バスのご予約も承ります。

ご来店を心よりお待ちしております。

店長　池田洋一

公開事業報告

公開パソコン講座

９月26日　エクセル小技　10月27日　ワード基礎
11月９日　ＰＯＰ・チラシ作成講座
12月７日　エクセルデータ集計
講師　㈱ブレーンインストラクター
中村　和彦　氏

公開キャッシュフロー経営講座

９月29日
講師　中沢　貞則　税理士

税金教室（青年部会･納税貯蓄組合共催）

10月６日　桜木中学校対象
講師　税理士、青年部会社会貢献活動委員長
清水　健司　氏

青年部会公開セミナー

笑いが招く商売繁盛「古典落語に学ぶ商売の知恵」
10月14日　講師　落語家　柳家　小団治　氏

公開簿記講座　中級２日コース

10月24日25日
講師　野口　邦雄　税理士

大宮区民フェア（青年部会）

10月29日
パンフレット配布

公開法律セミナー

「事例を通じての契約書作成上の問題点」
「債権回収のノウハウ」
11月２日　講師　小宮　清　弁護士

公開税務セミナー

平成28年度税制改正「中小企業経営およびその経営者に関連する項目を中心とした税制改正」
11月７日　講師　石田　徳士　税理士

女性部会公開教養講座

「究極の健康づくり」～自然環境の改善・健康は食にあり、食は土作り医食同源農法で～
11月14日　講師　㈱ミサコランド　代表取締役
高塚　美佐子　氏

公開年末調整実務講座

11月29日　講師　太田　泰夫　税理士

公開女性大学

つもり贈与は相続税の税務調査で90％以上が否認されています～その留意点と実務対策～
12月６日　講師　野口　邦雄　税理士

税金教室（青年部会･納税貯蓄組合共催）

12月15日　大宮商業高校対象
講師　税理士、青年部会社会貢献活動委員長
清水　健司　氏

平成28年度納税表彰

税務署長表彰

理　　事　清水　成起　氏
（於：11月16日　清水園）

平成28年度納税表彰式

税を考える週間「公開講演会」

11月11日税を考える週間（11月11日～17日）行事の中で、地域社会貢献活動の一環として、大宮税務連絡協議会の後援を得て、公開講演会を実施しました。

山田大宮税務署長の、税を考える週間についての講話と、スポーツ評論家・音楽評論家　玉木正之氏に「2020年東京五輪」を開催する意義とは……スポーツの面白さって、ほんとは何？　と題し講演頂きました。会員他、大勢の一般の方々に参加頂きました。

玉木正之氏の講演

全国青年の集い北海道大会

９月９日 旭川大雪アリーナにおいて「Be Ambitious DO Action」をスローガンに掲げ、第30回法人会全国青年の集い北海道大会が開催されました。

当会からも部会長ほか青年部会員６名が参加しました。記念講演会では「夢は、努力でかなえる」と題し、スキージャンプ　葛西紀明氏の講演が行われました。

女性部会県外研修

10月４日　女性部会の県外研修が実施されました。

長野県上田市へ行き上田城を見学しました。

新　会　員　ご　紹　介

（さいたま市）　（048）　（平成28年８～11月分）

法　人　名	所　在　地	電　話	業　種
【第１支部】			
㈱森田建設	大宮区浅間町1-70 メゾンドオオサワ201	646-0616	配管工事
㈱オフィスヒラヤマ	大宮区東町1-125-27	677-7485	保険代理店
㈱イデアル管財	大宮区高鼻町4-228-1	780-2877	不動産業
㈱プロデリバリーズ	大宮区宮町2-60 永見ビル3FA	645-4192	サービス業
㈱HANDcreativefactory	見沼区片柳1-136	884-8163	製造業
㈱ニコニコ堂	大宮区宮町1-40	729-7231	楽器小売サービス業
朝倉靖税理士事務所	大宮区堀の内町2-124-11	607-8307	税理士
㈱大東銀行さいたま支店	大宮区吉敷町1-31-1 明治安田生命大宮吉敷町ビル4階	645-2351	金融業
【第２支部】			
㈲三昌	北区吉野町2-226-1	667-1688	水産卸売業
㈱キーテックワン	北区植竹町1-94-3	661-6611	鍵専門技術サービス
㈱ダッドアムール	北区宮原町4-49-18	654-5747	不動産管理・音楽教室の経営
合同会社きららコーポレーション	見沼区東大宮4-45-13 Anatoria東大宮106	716-3058	保険代理業
㈱アーキュレーション	見沼区東大宮4-63-41	654-7913	不動産業
當眞電気工業㈱	見沼区島町1078	685-9854	電気工事業
㈱さくら	北区吉野町2-196-6	783-3308	販売業
関東充填㈱	見沼区春岡1-6-11	672-9938	シーリング防水業
新倉電気	見沼区深作2-12-1	686-2356	電気工事業
【第３支部】			
㈱大成興業	西区飯田新田185-12	782-7461	熱絶縁工事業
ＡＵＴＯテクニカル㈱	大宮区三橋1-425-1 グリーンキャピタル大宮205	667-7401	建築工事業
エースライフ㈱	大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング13階	090-4704-5138	保険業
㈲アルファ・ハヤシ	大宮区三橋2-794	641-3544	不動産業
㈱未咲輝塗装	西区土屋424-7	622-7014	塗装業
㈱のむら	西区三橋6-505-3	625-4399	塗装工事業
ＧＩＣ不動産管理㈱	大宮区桜木町2-351 3F	782-7614	不動産業
㈱シードワークス	大宮区桜木町4-764-101	657-2255	経営コンサルティング業
美ーｉｎｇ㈱	西区土屋547-10	625-0133	清掃事業
ＢＥＡＭＧ	西区佐知川1082-15	783-5030	理容
ＡＫメディカルサービス㈱	白岡市新白岡1-21-3	03-3350-8629	販売業
武蔵コミュニティー㈱	大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階	658-4333	不動産業・建設業
【第４支部】			
㈲関根商会	大宮区櫛引町1-738	663-6034	卸売業
㈲ヘアーシーク	大宮区櫛引町1-576-1-102	667-8404	美容業
末安会計事務所	大宮区仲町3-91 フローラルハイム301号	644-4880	税理士
川手今朝人	北区櫛引町2-558-33	651-9356	税理士
豊巻工業	北区日進町3-661-1-208		建設業
㈲フォースピード	川口市末広1-16-47	242-3889	皮革衣料製造卸業
城北信用金庫大宮支店	大宮区大成町2-281	652-1151	金融業

平成28年11月末支部別法人会員一覧表

	第１支部	第２支部	第３支部	第４支部	合計
法　人　数	2,267	3,259	2,096	1,905	9,527
会　員　数	748	1,052	717	602	3,119
加　入　率	33.0	32.3	34.2	31.6	32.7

公開税務相談

会場：大同生命会議室
費用：無料

お申込み：事務局まで電話にてお申込みください。(048-642-3121)

開催日	時　間	担当税理士（敬称略）
２月３日(金)	午後３時～午後５時	森　下　義　高
３月は開催されません		

支部行事予定

支部	開催月	事業項目	開催場所
第１	２月	役員会	未定
第２	２月	役員会	未定
第３	３月９日	役員会	三門
第４	３月	役員会	道山閣

※開催日時等は変更になることがあります。

行　事　予　定

２月	３日	公開新設法人税務説明会	大同生命会議室
	３日	公開税務相談	〃
	７日	公開法人税・消費税等の申告説明会	清水園
	９日	広報委員会	大同生命会議室
	13日	税制委員会	〃
	14日	組織委員会	〃
	20･21日	公開税務簿記２日コース	〃
	22日	研修委員会	〃
	23日	厚生委員会	〃
	28日	総務委員会	〃
３月	２日	青女合同公開講演会	清水園
	２日	絵はがきコンクール表彰式	〃
	17日	理事会	〃
４月	４日	公開ビジネスマナー講座	大同生命会議室
	５日	正副会長会	清水園
	７日	公開法人税・消費税等の申告説明会	大同生命会議室
	７日	公開新設法人税務説明会	〃
	７日	公開税務相談	〃
	７日	女性フォーラム鹿児島大会	城山観光ホテル
	14日	監査・総務委員会	大同生命会議室
	20日	理事会	清水園

※開催日時等は変更になることがあります。

いつも法人会の事業にご協力いただきありがとうございます。

―― 平成28年度開催の法人会事業に３回以上参加された会員様 ――

下記の応募用紙に、事業の番号と参加者名を記入し、事務局までＦＡＸしてください。
応募された会員様全員に記念品を送付させていただきます。　（締切３月10日）

FAX 048-647-0570

□会員法人名

□送付先住所　〒

□ご担当者名

□Ｔ　Ｅ　Ｌ

＜出　席　記　録＞

記号	参　加　者　名
1	（例）大　宮　太　郎

＜平成28年度開催の事業＞

1．公開法人税・消費税等の申告説明会（偶数月）
2．公開新設法人税務説明会　（偶数月）
3．公開ビジネスマナー　４月
4．公開パソコン講座　エクセル基礎　６月
5．　〃　エクセル中級　６月
6．　〃　エクセル上級　７月
7．　〃　エクセル小技　９月
8．　〃　ワード基礎　10月
9．　〃　パソコンでＰＯＰ・チラシ作成　11月
10．　〃　エクセルデータ集計　12月
11．公開法人税実務基礎講座３回コース　７・８・９月
12．公開簿記講座　初級２日コース　６月
13．　〃　中級２日コース　10月
14．　〃　税務簿記２日コース　２月
15．公開知っておきたい法改正セミナー　６月
16．公開社会保険事務講座　７月
17．公開労働保険事務講座　７月
18．公開すぐわかるキャッシュフロー　９月
19．公開法律セミナー　11月
20．公開税務セミナー　11月
21．公開年末調整実務講座　11月
22．公開講演会　小川和久氏（総会）５月
23．　〃　玉木正之氏（税を考える週間）11月
24．　〃　渡部陽一氏（４支部合同）
25．公開セミナー　柳家小団治氏（青年部会主催）10月
26．公開女性大学　５月・７月・12月
27．公開女性大学教養講座　11月

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高１億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）

病気による身体障がい状態の例

例えば

- ●高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- ●遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば

- ●納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- ●取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い病気のリスク

病気による身体障がい者数の割合 **約54.9%** ＞ 事故・けがによる身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合（「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く）
［出典］厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」（65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計）

○万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
○就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
○保険金額１億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）］」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
埼玉支社/埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1−23−1
TEL 048−641−0307

AIU Member of AIG AIU損害保険株式会社
埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1−10−16
（シーノ大宮ノースウイング13F）TEL 048−650−7610

F−27−1050（平成28年3月22日）

VEGETABLE OIL INK